

人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築

分野②
自然共生社会

分野③
脱炭素社会

分野④
循環型社会

分野⑤
生活環境の充実

分野① 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成

【遊佐町のめざす「持続可能なまちづくり」】

◎「遊佐町らしさ」を残し、後世に引き継いでいく

遊佐町の豊かな自然環境を保全し、適切に活用し共生していく必要があります。私たちが先代から受け継いできた町の良さを大切に、自然との関わり方を含めて未来に継承していきます。

◎自然と共に暮らす価値を磨き直す

安定的な社会・経済活動の営みのために、環境への取り組みが基盤になるということが、世界全体で共通の認識となっています。私たちがこれまで紡いできた暮らしそのものが大きな価値であることを認識し、世界がめざす方向性を見据えた上で、守るべきもの・変えるべきものを見極めます。

◎町民の誰もが社会転換の主体である

将来にわたり豊かな自然を引き継ぎ、暮らしていくためには、現在の取り組みだけでなく、社会を転換するような大胆な動きも求められます。それは、時には従来のやり方を変えたり、痛みや喪失を伴うものであるかもしれません。本町に在住・在勤するすべての人が、それぞれの立場で遊佐町なりの持続可能性について考え行動し続けること、そしてその上で対話を重ねていくことが重要です。

第3次遊佐町環境基本計画 について

令和5年3月策定 遊佐町役場地域生活課

基本計画改定の趣旨

遊佐町環境基本計画は、地域における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全についての基本理念・方向性を定め、目標や重点実施策などを示すものです。その策定は遊佐町環境基本条例第9条のなかで定められています。

また、本計画は遊佐町全体の発展に向けた施策の方向性と計画推進の方策を示した遊佐町総合発展計画を環境分野から推進していくものとして位置づけられ、環境保全を前提とした地域の発展を実現するための施策の方向性や、具体的な取り組みの内容について示しています。

本計画のなかで環境保全に関する基本的な計画を示すことにより、環境問題についての意識の共有を図り、町民、事業者、行政が連携して環境保全活動を推進していく体制を築いていきます。

遊佐町がめざす環境のすがた

＜基本理念＞
人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築

平成25（2013）年に策定した第2次計画で定めた環境基本計画の基本理念である「人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築」は、将来にわたり、豊かな自然環境と共存し、発展していくという本町の環境政策における基本的姿勢として、これからも堅持していくべきものです。本計画では、基本理念はそのままに、SDGsや地域循環共生圏の考えを取り入れ、遊佐町らしさを残したまま、世界のなかの遊佐町として、持続可能な世界のために遊佐町がすべきことを考え、「持続可能なまちづくり」をめざしていきます。

計画の期間

令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間を計画期間とします。また、本町を取り巻く環境や社会状況の変化及び町民意識の変化に対応し、令和8（2026）年度に中間見直しを行うことを前提とします。

第3次遊佐町環境基本計画事業の体系



計画の全体は遊佐町ホームページに掲載しています。